

【フランス】 社会的連帯経済法—利益追求型経済から社会の再生へ—

海外立法情報課 服部 有希

* 2014年7月31日に、利益追求に終始する経済活動とは一線を画す「社会的連帯経済」のための法律が制定された。同法は、非営利団体等の新たな経済の担い手を支援するものである。

1 立法の背景

社会的連帯経済 (économie sociale et solidaire: ESS) とは、経済部門の1つである。ただし、その特徴は、利益追求を抑制し、民主的な経営による公益事業の実施を目的とする点にある。失業や貧困が蔓延する中、公共部門が担うべき「社会の再生」(réparation sociale) を補助するという社会的な役割を担うとされている。ESSは、フランス以外にも、イタリア、スペイン、中南米、東南アジア等で普及している。

ESSの事業者の代表的な形態には、非営利団体、共済組合、協同組合及び基金の4つがあるが、株式会社等の形をとるものもある。ESSが発達している分野は、主に、社会福祉、教育、保険などの第3次産業であるが、農産加工、建設、工業デザイン等にも広がっている。さらに、一般企業が参入に消極的な分野や新分野にも浸透し、介護、リサイクル、有機食品、マイクロ・ファイナンス等を取り扱う事業者も存在する。

フランスにおけるESSの経済活動は、GDPの約10%で、全被用者数の10%に当たる約230万人の雇用を創出しており、無視できないものとなっている。このため、フランス政府は、社会的連帯経済担当大臣を置き、その発展に力を入れている。しかし、ESSに関する包括的な規定の欠如等の法的な不備があったため、「社会的連帯経済に関する2014年7月31日の法律第2014-856号」(以下「ESS法」)が制定された。

2 ESSの定義

従来、ESSの定義は不明確であった。そこで、ESS法により、ESSは次の条件を全て満たす私法上の法人が担うものとされた(第1条)。

- ①利益の分配以外の目的を有する。
- ②会員、従業員及び利害関係者による民主的な統治を実現する。
- ③利益は、主に、法人の維持・拡大に利用する。
- ④法人の法定準備金を取り崩して分配してはならない。
- ⑤解散の場合には、原則として、全資産を他のESSの法人に譲渡する。

ESS法により、ESSを担う法人と認められたのは、非営利団体、共済組合、協同組合及び基金のほか、上述のESSの条件を満たした上で、利益の処分等に関する一定の経営原則に従う会社である。ただし、このような会社には、社会的効用 (utilité sociale) を追求することが求められる。この社会的効用を有する活動としては、①経済・社会的に、又は健康面で、不安定な状況にある者の支援、②社会的排除・不平等対策、市民教育、社会的紐帯の保全・拡大又は地域の一体性の維持・拡大、③①又は②に資する持続可能な開発、エネルギー転換又は国際的な連帯への貢献が挙げられた(第2条)。

3 ESSの発展及び経営強化

(1) ESS法では、ESSの全国規模の代表機関である社会的連帯経済会議所（Chambre française de l'économie sociale et solidaire）を設置するとともに（第5条）、首相の所管の下に社会的連帯経済評議会（Conseil supérieur de l'économie sociale et solidaire）を設置し（第4条）、ESSの事業者と行政機関との対話を促進する措置を取った。

(2) 協同組合における非組合員の出資比率は、これまで議決権の35%に制限されていたが、これを49%に引き上げることにより、資金調達を容易にした（第24条）。また、協同組合の出資で運営し、協同組合の設立や活動を支援する協同組合振興基金（fonds de développement coopératif）が創設された（第23条）。

(3) 中小企業支援を行う非営利団体は、企業の設立資金を調達するためのクラウド・ファンディング（インターネットを通じた不特定多数による出資）を組織することができることとなった（第95条）。

(4) 共済組合は、組合員を対象とする共済組合債権証書（certificat mutualiste）の発行による資金調達が可能となった（第54条）。共済組合債権証書は、共済組合の清算の際に償還される参加証券（titre participatif）と呼ばれる劣後債である。

4 従業員への事業承継の促進

近年、中小企業を中心に、経営が健全であるにもかかわらず、経営者の退職に際し、後継者の選出も事業承継もせずに廃業してしまう企業が多い。そこで、従業員を保護するために、従業員への事業承継を促進し、ESSを担う法人への事業形態の変更を促す規定が置かれた。

今後、従業員数250人未満の企業においては、従業員への事業承継の可能性に関する情報（事業承継の法的要件、長所、短所等）を3年ごとに従業員に提供する措置が取られることとなった（第18条）。

その上で、従業員による事業承継を容易にするために、経営参加型協同組合（société coopérative et participative: SCOP）への事業形態の変更を促す改正がなされた。SCOPとは、株式会社又は有限責任会社の形態をとる協同組合で、従業員が株式の51%以上を保有し経営に参加する点が特徴である。本来、SCOPの設立時に、従業員が51%以上の株式を保有していなければならない。しかし、従業員への事業承継によるSCOPへの事業形態の変更の場合には、資金調達の難しさを考慮し、事業承継から7年間の猶予を与え、この期間内に従業員が必要な株式を取得すればよいこととした（第27条）。

参考文献（インターネット情報は2014年10月21日現在である。）

- ・ Loi n° 2014-856 du 31 juillet 2014 relative à l'économie sociale et solidaire.
- ・ Ministère de l'économie, des finances et de l'industrie, *Principales mesures de la loi relative à l'Économie Sociale et Solidaire*, Juillet 2014. <http://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/20140722_loi_ess.PDF#page=7>